

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携：M&A・事業承継支援、契約書作成及び在留資格手続支援を通じて、関係事業者間の役割、必要な手続及び取引条件を整理し、円滑で適正な事業活動を支援します。
- b. IT実装支援：オンライン相談、電子的な書類授受及び利用可能な行政手続のオンライン申請を活用し、取引先・依頼者との情報共有の円滑化と、移動・事務負担の軽減に取り組めます。
- f. BCP/事業継続：災害その他の非常時にも受任業務及び取引を可能な範囲で継続できるよう、重要情報のバックアップ、連絡手段の確保及びオンライン対応等の事業継続体制を整備し、継続的に見直します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある場合には、対価、支払条件、納期及び知的財産等に関する条件を明確にし、取引の適正化を図ります。

2026年8月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

ビジネスアクセル行政書士事務所

代表 金城 智也

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。